

道路パトロール業務委託仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、守口市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する道路パトロール業務（以下「業務」という。）に適用するものとする。

(目的、履行期間)

第2条 本業務は、道路が常時良好な状態に保たれるよう、車内からの目視又は必要により徒歩にて道路の機能状況を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して応急措置を講ずるとともに道路管理上必要な情報並びに資料は、車載常備機材（スマートフォン及びドライブレコーダー）を活用し収集することを目的とする。

また、収集した情報は、業務期間中の報告、履歴管理、作業連絡及び舗装の劣化把握に活用し、道路管理の効率化及び維持管理に資するものとする。

本業務の内容については、道路パトロールのコース、実施時間帯等は甲の指示によるものとし、乙はコース、実施時間、巡視員・巡視運用員の氏名等を記載した「道路パトロール実施計画書」を提出し、甲の承諾を受けるものとする。また、業務の性質上、昼夜間問わず緊急の対応が求められることがあるため、24 時間緊急連絡に対応できる体制をとらなければならない。

2 履行期間は以下のとおりとする。

契約締結日から令和9年3月31日まで

(業務責任者、事務所の所在地)

第3条 乙は、委託業務の実施責任者として、業務責任者を選任し、甲に通知しなければならない。

2 業務責任者は、次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門／道路又は建設部門／道路）の資格
- (2) 一級土木施工管理技士の資格
- (3) 二級土木施工管理技士の資格
- (4) RCCM（道路部門）の資格

3 業務責任者は、パトロールの適切な履行を確保するため、巡視員及び巡視運用員を指導、監督しなければならない。

4 業務責任者は、業務の実施方針に関して、甲と業務履行状況の確認、「道路パトロール実施計画書」やその他、業務実施上、必要となる事項について打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせの結果を甲に提出し、相互確認するものとする。

5 乙の本店、支店又は営業所は、守口市又は近隣市（寝屋川市・門真市・大阪市）に有しているものとする。

(道路パトロールに携わる者の役割)

第4条 巡視員は、道路パトロール車（以下、「道路パト車」という。）に乗車し、次の「第

7条（道路パトロールの実施項目）」を巡視運用員と協力して行うものとする。

- 2（1）巡視運用員は、道路パト車の運転を行うものとし、次の「第7条（道路パトロールの実施項目）」のような道路の異常等があれば、車を停車し巡視員と協力してその場でとりうる適切な措置を講ずるものとする。
- （2）巡視運用員は、災害時対応、道路管理業務など道路パトロール以外の時間において甲が必要とする場合の運転を行うものとする。甲より目的地・業務内容・所要時間等は、別に定めた書類で事前に指示を行う。

（巡視員・巡視運用員の資格等）

第5条 巡視員は、以下の各号のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1）技術士（総合技術監理部門又は建設部門の道路専門科目）の資格を有する者
 - （2）一級土木施工管理技士の資格を有する者
 - （3）二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - （4）RCCM（道路部門）の資格を有する者
 - （5）大学・高専又は高校卒業後2年以上の道路巡視に関する実務経験を有する者
- 2 巡視運用員は、次の要件を満たす者とする。
- （1）道路管理に関する実務経験を2年以上有する者
- 3 道路パトロールに携わる巡視員及び巡視運用員は複数人登録できるものとし、乙は作業着手に巡視員及び巡視運用員の氏名、運転資格等を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、巡視員及び巡視運用員を変更する場合についても同様とする。

（道路パトロールの定義）

第6条 道路パトロールとは、月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の9時から17時30分までの間に、甲が管理する道路全路線を毎月一巡し、道路状況及び道路交通の安全性を点検するものをいう。

（道路パトロールの実施項目）

第7条 道路パトロールは、次の各号により実施するものとする。

- （1）乙は、国土交通省が推奨している「公共工事等における新技術活用システム実施要領」に基づき、「新技術情報提供システム（NETIS）」に掲載されている技術を活用して「第2条（目的）」を実施すること。
- （2）パトロールの出発にあたりパトロール区間の状況を把握し、必要な車載常備機材の確認を行う等の十分な準備を行うものとする。
- （3）パトロールは、道路パト車にて巡回しなければならない。また、必要に応じて徒歩等による巡回を実施するものとする。
- （4）乙が利用するシステムを情報連携基盤として活用し、緊急時の連絡、市民通報の現況確認、作業連絡などを甲と共有して利用できるようにすること。

(5) パトロール中において次のような道路及び道路付属物の異常や路上障害等を発見した場合若しくは、道路の不法占用を発見したときなど、道路パト車を停車させ、その状況について、調査・把握を行い、その場でとりうる適切な措置を講ずるとともに必要であれば速やかに甲に状況を報告し、指示を受けなければならない。なお、措置した内容についてシステムに入力すること。

- 1 落下物を発見したとき。
- 2 路面ポットホールを発見したとき。
- 3 ポットホール以外の路面損傷（ジョイント損傷・陥没）を発見したとき。
- 4 油漏れ等の汚損を発見し通行に危険を感じたとき。
- 5 道路付属物（側溝・縁石・車止め等）の損傷を発見したとき。
- 6 街路樹や雑草の繁茂等により通行に支障を与えているとき。
- 7 擁壁・法面等の異常を発見したとき。
- 8 交通安全施設（横断防止柵・道路反射鏡等）の損傷を発見したとき。
- 9 工事等による交通規制方法の不適切を発見したとき。
- 10 倒木等があり、通行に危険を感じたとき。
- 11 散水設備の故障や異常を発見したとき。
- 12 路面凍結を発見したとき。
- 13 交通事故を目撃し、道路管理者として対応すべきとき。
- 14 その他、歩行者や車両交通の安全に影響を及ぼす現象を発見したとき。

(6) 道路パトロール日誌に記載された措置内容を地図などで一元管理、表示することができ、登録された措置内容を登録時のキーワードなどで分類化し、随時集計することができること。

(7) 登録されたパトロール中の措置内容のうち、市民通報で措置した内容のみの報告書ができること。ただし、道路パトロール日誌も同じ措置内容の記載が必要になる。

(8) 道路パトロール日誌に記載される地図は、措置した箇所を正確に把握するため住宅地図を使用すること。

(9) 委託期間中に市道の拡張などがあつた場合には、速やかに対応すること。

(10) 舗装の劣化診断機能を有したシステムを選定し、パトロール中に併せて劣化診断も実施すること。劣化診断はIRI、ひび割れ率を計測し、診断結果を甲が指定した路線区分・路線などを対象に適宜集計ができること。さらに、劣化診断の進捗状況を確認するために、委託期間内に中間報告を実施すること。中間報告の回数、実施時期は協議にて甲乙で合意することとする。ただし、診断対象はパトロールで走行した路線・箇所のみとし、走行しなかった路線を診断目的で追加走行を委託するものではない。

（異常気象・緊急時・地震発生時等における道路パトロール）

第8条 風水害、事故又は地震等により緊急に道路状況の確認等が必要となった場合は、甲の指示によるものとする。

- (1) 乙は、道路パトロールの実施中に道路施設の異常を発見したときは、甲に情報連携基盤を介して連絡し、その指示を受けるものとする。ただし、甲の指示を事前に受けることができず、かつ、適宜の応急措置を講ずる必要があるときは、これを行った上で、事後直ちに甲に報告しなければならない。
- (2) 災害防止その他緊急やむを得ない場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対し、業務の一部若しくは全部の中止又は臨時の措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちにこれに従わなければならない。
- (3) 前2項に規定する対応の取扱いについては、その内容に応じて別途協議するものとする。

(道路パトロール実施計画書)

第9条 乙は、委託契約締結後速やかに業務組織計画、業務項目、業務実施方法等を記載した実施計画書を甲に提出し、当該計画に従って道路パトロールを実施するものとする。

(道路パトロールの記録等)

第10条 パトロールの記録は、次の各号によるものとする。

- (1) パトロールにより収集した道路パトロールの日誌作成や舗装診断などのデータの記録は、パトロール終了後、甲の指示により適宜提出しなければならない。
- (2) 道路パトロール日誌の様式及び記入方法については、甲乙協議により定めた上で行うものとする。
- (3) パトロール中に撮影した写真等は、日時・状態を記録し、道路パトロール日誌と整合し提出するものとする。

(パトロールに使用する車両)

第11条 パトロールに使用する車両は、乙所有の車両とする。

- 2 使用する車両には、道路パトロールに必要な資機材等を装備しなければならない。
- 3 使用する車両が交通事故を起こした場合、乙において処置すること。

(履行する際の注意事項)

第12条 業務管理責任者は、本仕様書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

- 2 巡視運用員は、道路交通法等関係諸法規を厳守するとともに、常に安全運転に努めること。
- 3 巡視員及び巡視運用員は、住民に対し親切丁寧に応対すること。
- 4 巡視員及び巡視運用員は、甲が発行する身分証明書を常に携帯し、第三者から請求があった時はこれを提示すること。

(道路パトロール車の標示)

第 13 条 乙は、道路パトロールに使用する車両に、次の要領で標示するものとする。

- (1) 乙は、道路パト車に道路パトロール中である標示をマグネット板等により貼り付けるものとする。
- (2) マグネット板等の貼付にあたっては、車両の両側側面とし、また、マグネット板等を分割し標示してよいこととする。

(応急処置経費)

第 14 条 応急処置に要する経費は、甲の負担とする。

- 2 応急処置経費の額は、応急処置の内容に応じて甲乙が協議して定めるものとする。
- 3 乙は、前項の定めによる応急処置経費を所定の請求書により、甲に請求するものとする。

(第三者に対する損害)

第 15 条 乙は、業務履行中に交通事故等により第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に連絡し、甲とともにその処置にあたること。ただし、その責めに帰すべき事由によるものを除き、乙がその賠償をするものとする。

- 2 前項の事象が生じた場合、すみやかに甲に報告書を提出すること。

(守秘義務)

第 16 条 乙は、本業務の実施において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(乙の責任)

第 17 条 乙は、業務委託受注者として要求される注意事項を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害を発生させた場合、その責任を負わなければならない。

(成果品)

第 18 条 乙は、業務終了後に以下成果品を電子データとして提出すること。

成果品名		数量
1. 作業履歴集計	作業履歴を作業種別単位（パトロール中に発見および市民通報など全ての措置内容）に、指定した期間で集計すること。	一式
2. 舗装診断集計	パトロール中に取得したデータなどから舗装の劣化診断を、路線別に IRI などの数値を用いて集計すること。 市道の劣化診断の区間長単位は甲より指定する。 劣化診断の進捗報告も報告すること。	一式

3. 過年度比較	「2、舗装診断集計」と甲が提供する令和7年度の舗装診断集計データの比較表を作成すること。 比較を色分けなどで可視化するために、令和7年度の舗装診断集計データと「2、舗装診断集計」のデータから、各々の路線図をGISで閲覧できるファイル形式で作成すること。診断区分別の色は甲乙協議で決定することとする。 提供するデータは乙のみに開示・提供とする。 ファイルには以下属性を含むこと。 路線名称／劣化診断に係る数値／劣化診断区分別の色／ファイル作成日	一式
4. 作業場所情報	指定した作業種別単位のみをGISで閲覧できるファイル形式で作成すること。ファイルには以下属性を含むこと。 路線名称／作業種別／作業日	一式

2 成果品の納入場所は、守口市都市整備部道路公園課とする。

(その他)

第19条 業務の仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上